



# 長野県報

3月23日(木)  
平成18年  
(2006年)  
第1746号

## 目 次

### 規 則

事務処理規則の一部を改正する規則（行政システム改革チーム）	2
長野県個人情報保護条例施行規則等の一部を改正する規則（情報公開課）	2
長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則（職員サポート課）	2
長野県恩給給与細則の一部を改正する規則（職員サポート課）	2
長野県景観条例施行規則等の一部を改正する規則（建築管理課土地・景観室）	4
長野県景観条例に基づく景観育成重点地域における届出を要しない行為の規模等を定める規則（建築管理課土地・景観室）	20
財務規則の一部を改正する規則（会計課）	25
公安委員会関係長野県個人情報保護条例施行規則（広報課）	25

### 告 示

昭和50年長野県告示第97号（騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定）の一部改正（地球環境課）	26
昭和50年長野県告示第114号（悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準を指定）の一部改正（地球環境課）	26
昭和52年長野県告示第683号（振動規制法に基づく規制地域の指定）の一部改正（地球環境課）	26
平成11年長野県告示第182号（環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定）の一部改正（地球環境課）	26
昭和46年長野県告示第187号（農地法第6条第1項第2号の規定による面積を指定）の一部改正（農政課）	26
昭和50年長野県告示第456号（農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積）の一部改正（農政課）	26
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（4件）（道路維持課）	27
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（3件）（道路維持課）	28
都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく土地の区域の指定（建築管理課）	28
昭和39年長野県教育委員会告示第9号（教科用図書の採択地区の設定）の一部改正（教学指導課）	28

### 公 告

一般競争入札（地球環境課）	29
特定非営利活動法人の設立の認証申請（2件）（生活文化課NPO活動推進室）	29
表彰規則に基づく表彰（産業政策課）	30
都市再開発法に基づく市街地再開発組合の設立の認可（建築管理課）	30
財政的援助団体等の監査の結果に関する報告に基づく措置（監査委員事務局）	30

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年3月23日

長野県知事 田 中 康 夫

**長野県規則第7号**

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3の(2)のア中「及び長野県警察本部刑事部科学捜査研究所」を「、長野県警察本部刑事部科学捜査研究所及び長野県警察本部刑事部機動捜査隊」に改め、同49の(4)中「、機動隊」を「、機動捜査隊、機動隊」に、「47の(4)」を「50の(4)」に改め、同50の(3)中「及び科学捜査研究所長」を「、科学捜査研究所長及び機動捜査隊長」に改める。

**附 則**

この規則は、平成18年3月24日から施行する。

行政システム改革チーム

長野県個人情報保護条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年3月23日

長野県知事 田 中 康 夫

**長野県規則第8号**

長野県個人情報保護条例施行規則等の一部を改正する規則

（長野県個人情報保護条例施行規則の一部改正）

第1条 長野県個人情報保護条例施行規則（平成3年長野県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表の1 文書又は図画の項中「70円」を「20円」に改め、同表の2 電磁的記録の項中「150円」を「120円」に、「200円」を「140円」に、「90円」を「70円」に、「220円」を「90円」に改める。

（長野県情報公開条例施行規則の一部改正）

第2条 長野県情報公開条例施行規則（平成13年長野県規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表の1 文書又は図画の項中「70円」を「20円」に改め、同表の2 電磁的記録の項中「150円」を「120円」に、「200円」を「140円」に、「90円」を「70円」に、「220円」を「90円」に改める。

**附 則**

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

情報公開課

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年3月23日

長野県知事 田 中 康 夫

**長野県規則第9号**

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則（昭和32年長野県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第36条第1項第2号中「知事の指定する金融機関の店舗で」を「銀行及び信用金庫の店舗へ年金証書を提示することによって」に改め、同条第2項中「本県内に居住する」を「これらの規定に規定する」に、「指定金融機関に預金口座を有する者又は本県外に居住する受給者のうち知事の指定する」を「、全国銀行内国為替制度に加盟している」に改め、同条第3項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「指定金融機関若しくは知事の指定する」を削る。

様式第27号の2中「（様式第27号の2）」を「（様式第27号の2）（第36条関係）」に、

「**指定金融  
機 関  
受 付 印**」を「**金融機関  
受 付 印**」に、

預金口座開設年月日	
委 任 状	
取 入 印 紙	氏 名 ㊞
年金受給権消滅により過払いを生じたときの過払金の長野県への返納については、私の預金口座に返納金相当額以上の残高がある場合に限り 株式会社 銀行頭取に委任します。	

を

「**預金口座開設年月日**」

に改め、同様式の備考の1中「1部に収入印紙をちよう付して」を削る。

様式第27号の3を削る。

**附 則**

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

職員サポート課

長野県恩給給与細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年3月23日

長野県知事 田 中 康 夫

**長野県規則第10号**

長野県恩給給与細則の一部を改正する規則

長野県恩給給与細則（昭和32年長野県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「知事の指定する金融機関の店舗で」

を「銀行及び信用金庫の店舗へ恩給証書を提示することによって」に改め、同条第2項中「本県内に居住する」を「これらの規定に規定する」に、「指定金融機関に預金口座を有する者又は本県外に居住する受給者のうち知事の指定する」を「、全国銀行内国為替制度に加盟している」に改め、同条第3項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「指定金融機関若しくは知事の指定する」を削り、同条第4項中「次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める様式」を「おおむね様式第46号の2」に改め、同項各号を削る。

第9条の見出し中「申立書」を「申立書等」に改め、同条第1項中「又は様式第49号」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 規則第34条ノ4の規定により定める期月は、平成の偶数年における9月とする。

様式第46号の2中「(様式第46号の2)」を「(様式第46号の2)

(第7条関係)」に、

「**指定金融機関受付印**」を「**金融機関受付印**」に、

預金口座開設年月日	
委任状 氏名印	
<small>取入印紙</small> 恩給受給権消滅により過払いを生じたときの過払い金の長野県への返納については、私の預金口座に返納金相当額以上の残高がある場合に限り 株式会社 銀行頭取に委任します。	

を

「**預金口座開設年月日**」

に改め、同様式の備考の1中「、1部に収入印紙をちよう付し」を削る。

様式第46号の3を削る。

様式第48号から様式第51号までを次のように改める。

(様式第48号)(第9条関係)

恩給(扶助料)受給権存否の調査に関する申立書 (調査期月 年 月) 年 月 日		
長野県知事 殿 氏名印		
下記のとおり申し立てます。 記		
1 一般事項についての申立		
(1) 証書記号番号 第 号		
(2) 現住所		
(3) 氏名		
(4) 職員との続柄		
2 失権及び停止についての申立		
無期又は3年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたことの有無		(該当するものに○印を付けること。) 有・無
3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたことの有無		(該当するものに○印を付けること。) 有・無
3 恩給以外の年金の受給に関する申立		
恩給以外の年金の受給の有無		有・無 (該当するものに○印を付けること。)
受給している場合	年金コード又は証書記号番号	証書の発行機関
4 住民票記載事項		
(1) 氏名 (2) 生年月日 (3) 住所		
上記の者は、現に住民票に記載されていることを証明する。 年 月 日 市(区)町村長印		

(備考) 1 一般事項についての申立・職員との続柄欄は、申立者が扶助料を受給している者である場合に記入すること。

2 住民票記載事項欄には、市(区)町村長の証明を受けること。

3 第9条第1項の規定による申立書

(様式第49号)から(様式第51号)まで 削除

#### 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

職員サポート課

長野県景観条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年3月23日

長野県知事 田中康夫

## 長野県規則第11号

長野県景観条例施行規則等の一部を改正する規則

(長野県景観条例施行規則の一部改正)

第1条 長野県景観条例施行規則(平成4年長野県規則第41号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県景観規則

題名の次に次の目次及び章名を付する。

### 目次

第1章 総則(第1条)

第2章 景観計画の策定等(第2条)

第3章 行為の規制等(第3条-第11条)

第4章 景観重要建造物等(第12条-第16条)

第5章 景観資産の指定等(第17条-第21条)

第6章 雜則(第22条)

### 附則

第1章 総則

第1条中「規則は、」の次に「景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)、景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。)及び「を、「基づき、」の次に「法及び」を加える。

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 景観計画の策定等

第2条を次のように改める。

(軽微な変更)

第2条 条例第5条第2項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 法第8条第2項第1号、第3号又は第5号に掲げる事項の変更

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が広く県民等の意見を求める必要があると認める変更

第2条の次に次の章名を付する。

第3章 行為の規制等

第3条から第5条までを次のように改める。

(景観計画区域内における行為に係る書類の縦覧)

第3条 条例第9条第1項の規定により縦覧に供する書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 当該行為の種類、場所、設計又は施工方法、着手予定日及び完了予定日を記載した書面

(2) 当該行為に係る省令第1条第2項各号に掲げる図書又は第5条各号に掲げる図書

2 条例第9条第1項の規定により前項の書類を縦覧に供する場合は、当該書類に係る行為を行う土地の区域を管轄する地方事務所(市にあっては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市及び安曇野市にあっては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所)とする。

(届出書)

第4条 省令第1条第1項及び条例第10条第2項に規定する届出書は、景観計画区域内における行為の届出書(様式第1号)によるものとする。

(届出書に添付する図書)

第5条 条例第10条第2項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。ただし、行為の規模が大きいため適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じて、知事が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。

(1) 行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの

(2) 行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

(3) 政令第4条第1号に掲げる行為(土石の採取及び鉱物の掘採を除く。)にあっては、設計図又は施工方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

(4) 政令第4条第1号に掲げる行為(土石の採取及び鉱物の掘採に限る。)にあっては、次に掲げる図書

ア 採取又は掘採の方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

イ 廃土の堆積方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

ウ 採取又は掘採をした後に行う措置を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

(5) 政令第4条第4号に掲げる行為にあっては、<sup>たい</sup>堆積する場所及び方法を明らかにする図面

(6) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書

第6条中「第8条第2項第3号及び第14条第2項第3号」を「第10条第4項第4号」に、「次の各号に掲げる団体」を「法第92条第1項の規定により知事が指定した景観整備機構」に改め、同条各号を削る。

第7条の見出しを「(許可等を受けて行う行為)」に改め、同条中「第8条第2項第4号及び第14条第2項第4号」を「第10条第4項第5号」に改め、「の各号」を削り、同条第2号中「第43条第1項又は第80条第1項の規定による許可を受けて行う行為、同法」及び「、第56条の13第1項」を削り、「第80条の3第1項」を「第127条第1項」に、「第83条の3第1項」を「第143条第1項」に改め、同条第3号中「第11条第5項(」を「第11条第4項(同法)」に改め、同条第4号中「又は第14条第1項」を削り、「行為」を「行為及び同法第3条第2項に規定する土地区画整理組合が土地区画整理事業の施行として行う行為」に改め、同条第5号中「第14条第3項又は第15条第3項」を「第9条第3項又は第10条第3項」に改め、「、同法第17条第3項又は第18条第3項の規定による許可を受けて行う行為」を削り、「第20条第1項」を「第26条第1項」に改め、同条第7号を削り、同条第8号中「又は第11条第1項」を削り、「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に、「行為」を「行為及び同法第8条第1項に規定する市街地再開発組合が第一種市街地再開発事業の施行として行う行為」に改め、同号を同条第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 条例第30条第1項の規定により届け出て行う行為

第7条第10号を削り、同条第11号を同条第10号とし、同条第12号を同条第11号とし、同条第13号を同条第12号とする。

第8条から第11条までを次のように改める。

(届出を要しない行為の規模等)

第8条 条例第10条第4項第6号の規則で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

(1) コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの

(2) 自動車車庫の用途に供する施設

(3) 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設

(4) 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

(5) 電気供給又は電気通信のための施設

(6) 前各号に掲げる工作物以外の工作物

2 景観育成重点地域及び景観育成特定地区の区域以外の区域における条例第10条第4項第6号の規則で定める規模は、次に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるものとする。ただし、第1号から第5号までに掲げる行為にあっては、当該行為に建築物又は工作物の外観に公衆の関心を引くための形態又は色彩その他の意匠(面積が25平方メートルを超えるものに限り、営利を目的としないものを除く。)があるもの(当該意匠がある状態が30日を超えて継続しないものを除く。)を除く。

(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転 当該建築物の高さ13メートル以下であり、かつ、建築面積1,000平方メートル以下であるもの

(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 当該修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積400平方メートル以下であるもの

(3) 前項第1号から第4号までに掲げる工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下この項において「建設等」という。) 当該工作物の高さ13メートル以下であり、かつ、建築面積1,000平方メートル以下であるもの

(4) 前項第5号に掲げる工作物の建設等 当該工作物の高さ20メートル以下であるもの

(5) 前項第6号に掲げる工作物の建設等 当該工作物の高さ13メートル以下であるもの

(6) 土石の採取又は鉱物の掘採 地形の外観の変更に係る土地の面積3,000平方メートル以下であり、かつ、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さ3メートル以下又は長さ30メートル以下であるもの

(7) 法第16条第1項第3号及び政令第4条第1号に掲げる行為(土石の採取又は鉱物の掘採を除く。) 変更に係る土地の面積3,000平方メートル以下であり、かつ、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さ3メートル以下又は長さ30メートル以下であるもの

(8) 政令第4条第4号に掲げる行為 その高さ3メートル以下であり、かつ、その用に供される土地の面積1,000平方メートル以下であるもの

(標識)

第9条 条例第13条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 行為を実施する区域

(2) 行為の着手予定日及び完了予定日

(3) 法第16条第1項の届出又は同条第5項若しくは条例第11条第1項前段の通知をした日

2 条例第13条に規定する標識は、様式第2号によるものとする。

(長野県景観審議会の意見聴取を要する勧告)

第10条 条例第14条第1項の規則で定める勧告は、次に掲げる勧告とする。

(1) 景観育成特定地区内で行う行為に対する勧告

(2) 景観育成重点地区内で行う行為に対する勧告のうち、知事が長野県景観審議会の意見を聴くことを要すると認めるもの

(3) 前2号に掲げるもののはか、知事が景観の育成に特に重大な影響を与えるものとして長野県景観審議会の意見を聴くことを要すると認める勧告  
(身分証明書)

第11条 法第17条第8項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第3号によるものとする。

第12条の見出しを「(書類の経由等)」に改め、同条中「条例」を「法、省令、条例」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の書類は、法第16条第1項の規定により提出する場合にあっては、正本1部及び副本2部とする。

第12条を第22条とし、第11条の次に次の2章及び章名を加える。

#### 第4章 景観重要建造物等

(省令第8条第1項第6号に掲げる事項を通知する方法)

第12条 省令第8条第2項の規定により定める方法は、同条第1項第6号に掲げる事項を示した縮尺2,500分の1以上の図面を送付する方法とする。

(景観重要建造物を表示する標識)

第13条 法第21条第2項に規定する標識は、様式第4号によるものとする。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第14条 条例第18条第1項第4号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要建造物が滅失するおそれがあると認めるときは、直ちに知事と協議して当該景観重要建造物の滅失を防ぐ措置を講じること。
- (2) 景観重要建造物を損傷するおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹は、速やかに伐採すること。
- (3) 法第19条第1項に規定する土地その他の物件に存する樹木で、景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成しているものにあっては、条例第23条各号に掲げる基準に準じて管理すること。

(景観重要樹木を表示する標識)

第15条 法第30条第2項に規定する標識は、様式第5号によるものとする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第16条 条例第23条第1項第3号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、その保育の状況を定期的に点検すること。
- (2) 景観重要樹木が滅失、枯死等をするおそれがあると認めるときは、直ちに知事と協議して当該景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐ措置を講じること。

#### 第5章 景観資産の指定等

(指定の基準)

第17条 条例第27条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる建造物等の区分に従い、当該各号に定めるものとする。

- (1) 条例第27条第1項第1号に掲げる建造物等 次に掲げる基準
  - ア 地域の自然、歴史、文化等からみて、当該建造物等（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。）の外観又は樹容が景観上の特徴を有し、地域の良好な景観の育成に資するものであること。
  - イ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。
- (2) 条例第27条第1項第2号に掲げる建造物等のうち当該建造物等が広域的な景観の育成に重要であるもの 次に掲げる基準
  - ア 地域の自然、歴史、文化等からみて、当該建造物等の外観が景観上の特徴を有し、地域の良好な景観の育成に資するものであること。
- (3) 条例第27条第1項第2号に掲げる建造物等のうち当該建造物等からの風景等が広域的な景観の育成に重要であるもの 次に掲げる基準
  - ア 地域の自然、歴史、文化等からみて、当該建造物等からの風景等が地域の良好な景観を形成しているものであること。
  - イ 公衆が容易に立ち入ることができる場所にあること。

(指定の提案)

第18条 条例第28条第1項の規定により景観資産の指定の提案を行おうとする者は、氏名及び住所並びに当該提案に係る建造物等の名称、所在地及び特徴を記載した提案書に、次の各号に掲げる建造物等の区分に従い当該各号に定める図書を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 前条第1号に掲げる建造物等 次に掲げる図書
  - ア 当該建造物等が建造物であるときは、当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す図面
  - イ 当該建造物等が樹木であるときは、当該樹木の位置及び周辺の状況を示す図面
  - ウ 道路その他の公共の場所から撮影した当該建造物等の写真
  - エ 条例第28条第1項後段の合意を得たことを証する書類
- (2) 前条第2号に掲げる建造物等 次に掲げる図書
  - ア 当該建造物等の位置及び周辺の状況を示す図面

イ 前号のウ及びエに掲げる図書

(3) 前条第3号に掲げる建造物等 次に掲げる図書

ア 第1号のエ及び前号のアに掲げる図書

イ 地域の良好な景観を形成している特徴を示す写真

2 前項の規定は、条例第28条第2項の規定により景観整備機構が提案を行おうとする場合について準用する。この場合において、前項第1号のエ中「条例第28条第1項後段の合意」とあるのは、「条例第28条第2項の同意」と読み替えるものとする。

(景観資産の所有者等に通知する事項)

第19条 条例第29条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 指定番号及び指定の年月日

(2) 景観資産の名称

(3) 景観資産の所在地

(4) 景観資産の所有者の氏名及び住所

(5) 指定の理由となった建造物等の特徴

(6) 条例第27条第1項第1号に規定する土地その他の物件の区域

(景観資産影響行為)

第20条 条例第30条第1項の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 景観資産が建造物であるときは、当該景観資産の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(2) 景観資産が樹木であるときは、当該景観資産の伐採又は移植

(3) 景観資産として指定されている土地の区域内における次に掲げる行為

ア 建築物その他の工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

イ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

ウ 木竹の植栽又は伐採

エ 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積

オ 水面の埋立て又は干拓

カ 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明

キ 屋外における自動販売機の設置

ク 広告物の表示又は掲出（戸外から公衆により容易に望見されないものを除く。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為は、条例第30条第1項の届出を要しないものとする。

(1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(2) 条例第27条第2項の規定により定める景観資産の管理の方法の基準に適合する行為

(3) 地下に設ける建造物の増築、改築、移転又は除却

(4) 前3号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく处分による義務の履行として行う行為

(景観資産影響行為の届出)

第21条 条例第30条第1項の規定による届出は、景観資産影響行為の届出書（様式第6号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる建造物等の区分に従い、当該各号に定める図書を添付しなければならない。

(1) 第17条第1号に掲げる建造物等 次に掲げる図書

ア 当該行為の設計仕様書及び設計図

イ 当該建造物等が建造物であるときは、当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す図面

ウ 当該建造物等が樹木であるときは、当該樹木の位置及び周辺の状況を示す図面

エ 当該建造物等及び当該行為をしようとする箇所の写真

オ 届出者が当該建造物等の所有者以外の者であるときは、当該所有者の意見書

(2) 第17条第2号に掲げる建造物等 次に掲げる図書

ア 前号のア、エ及びオに掲げる図書

イ 当該建造物等の位置及び周辺の状況を示す図面

(3) 第17条第3号に掲げる建造物等 次に掲げる図書

ア 第1号のア、エ及びオ並びに前号のイに掲げる図書

イ 地域の良好な景観を形成している特徴の現況を示す写真

様式を次のように改める。

(様式第1号) (第4条関係)

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

電話番号

氏 名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所	市 町 番地		
	郡 村		
	景観育成重点地域内 ( ) ・ 景観育成特定地区 ( ) ・ その他		
建築物	用 途		
	区 分	新築・増築・改築・移転 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)	
	規 模	建 築 面 積	$m^2$
		延 ベ 床 面 積	$m^2$
		高 さ	m
		外 観 变 更 面 積	$m^2$
		特定外観意匠面積	$m^2$
工作物	種類・用途		
	区 分	新設・増築・改築・移転 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)	
	規 模	築 造 面 積	$m^2$
		高 さ	m
		長 さ	m
		特定外観意匠面積	$m^2$